

## 随意契約及び比較見積書省略理由書

本校のプールは、管理・普通教室棟の最上階である5階にあり、天井（屋根）の大部分が開閉式のガラス張りになっている。

風雨等の影響により多くのガラスにひびが入り、そこから欠けたガラスの破片が頻繁に落下しており、鋭い破片で生徒や教職員がいつ何時負傷をしてもおかしくなく、非常に危険な状態となっている。

現在はプールの使用を禁止しているため、授業は中止、クラブ活動は他校のプールを借りて練習しているが様々な制約があるために満足な練習ができないなど、著しい支障が生じている。そのため、至急修理を行う必要があるが、競争入札に付しては2学期からの授業再開に間に合わない。

2学期からの授業再開及び早期に自校でのクラブ活動を再開するには、緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約とする。

なお、本件は、直ちに危険物を除去し機能回復を行わなければ安全性や業務に支障をきたすものであるため、財務規則運用第62条関係第2項第10号により比較見積書を省略する。